

市立新磯小学校外23校消防用設備等点検業務委託仕様書

1 適用事項

- (1) この仕様書は、市立新磯小学校外23校消防用設備等点検業務委託の仕様を示すものであり、本仕様書に記載のない事項でも、業務の遂行にあたり、必要な事項については、発注者と協議の上、行うものとする。
- (2) 点検に必要な工具及び各種器具並びに事務用品、消耗品は契約金額に含むものとする。
- (3) 受注者（実施責任者）は、発注者との連絡を密に行い、調査中は、作業員を指揮し状況把握のうえ、遺漏のないよう調査を行うものとする。

2 業務目的

受注者は、相模原市立小学校の消防設備等の機能を常時適正な状態に保つため、点検・調整等を行うものとする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）までとする。

4 履行場所

別紙のとおり

5 業務内容

(1) 消防用設備点検

受注者は、消防用設備の機能保守のため、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者により、消防法第17条の3の3、消防法施行規則第31条の6及び消防庁告示第14号（昭和50年10月16日付）により定められた点検を行い、その結果を各学校の防火管理者及び発注者に報告するものとする。

(2) 防火設備点検

受注者は、防火設備の機能保守のため、一級建築士又は二級建築士若しくは建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者により、建築基準法第12条第4項に定められた防火設備点検を行い、その結果を各学校の防火管理者及び発注者に報告するものとする。

6 点検対象設備・点検内容

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 消 火 器 | 機器点検 |
| (2) 屋内消火栓設備 | 機器点検・総合点検 |
| (3) 自動火災報知設備 | 機器点検・総合点検 |
| (4) 非常放送設備 | 機器点検・総合点検 |
| (5) 避難器具 | 機器点検・総合点検 |
| (6) 誘導灯及び誘導標識 | 機器点検 |
| (7) 非常電源 | 機器点検・総合点検 |
| (8) 防火設備 | 機器点検・総合点検 |

- ・煙感知器センサー表面部分のほこりを除去すること。
- ・別紙に指示する本数の消火器を、学校ごとに新品と交換すること。
- ・別紙に指示する本数の消火栓ホースを、学校ごとに新品と交換すること。
- ・消火器の配置や本数は、各学校の「消防計画」の内容と照合し、各防火対象物・部分から歩行距離20m以下になるよう設置されているか確認すること。
- ・点検時には、各学校の警備会社に点検を行う旨の連絡を入れること。なお、受信盤内の配線を外す等は絶対にしないこと。

7 主要機器等の状況の調査

点検において、各設備の主要機器等を調査し、製造者名、製造年、機器仕様、個数、設置場所等を確認すること。

- (1) 主要機器（自動火災報知設備受信機、防火・排煙設備制御盤、非常警報設備、屋内消火栓備）
- (2) 消火器設置状況
- (3) 屋内消火栓ホース設置状況
- (4) ガス漏れ警報器
- (5) 防火シャッター

8 機器設置場所の確認

次に挙げる機器については、学校施設課から配布する使用状況図に設置場所を明記すること。

- (1) 消火器
- (2) 消火栓ボックス、消火ポンプ
- (3) 感知器
- (4) 非常放送アンプ、スピーカー
- (5) 誘導灯
- (6) 防火扉（常閉防火扉・ヒューズ式も含む）、防火シャッター、排煙設備

9 業務の実施時期

原則として次のとおりとするが、発注者と受注者との協議の上、変更することも可能とする。また、夏休み期間に校舎改修工事を行う学校については、点検時期に留意すること。

- (1) 総合点検 年1回 契約締結日から9月実施（前期分）
- (2) 機器点検 年2回 契約締結日から9月（前期分）及び12から1月（後期分）実施

＊防火設備（防火扉・防火シャッター）について

- ・感知器等と連動の作動点検は年2回（契約締結日から9月及び12から1月実施）とする。
- ・建築基準法に基づく点検は年1回（契約締結日から9月実施）とする。

10 報告書の提出

- (1) 受注者は、前期及び後期の点検業務がそれぞれ完了したときは、「消防点検の実施及び点検結果報告書の提出について」に教職員等の署名又は確認印の押印をしてもらうこと。その後、アからシまでの点検結果報告書をファイル等に綴り2部作成し、発注者へ1部提出し、発注者による検収が完了後に学校へ1部提出するものとする。
- (2) 提出物については、前期（ア～シ）、後期（ア～オ、キ）とする。ただし、後期で変更等が確認された機器については、該当する学校のカ、ク～シの該当する設備のものを提出する。

ア 不良箇所明細総括表

イ 使用状況図に不良箇所を記載したもの

ウ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

- ・防火設備に関する報告書には、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者の資格、氏名も記載のこと。
- ・防火設備の報告書については、別ファイルに綴ること。

①→消防法によるもの

②→建築基準法によるもの

（第36号の8様式 定期検査報告書及び第36号の9様式 定期検査報告概要書）

エ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

オ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

カ 「7 主要機器等の状況の調査」に係る主要機器一覧表（紙及びエクセルデータ）

キ 消防用設備等の種類に応じた点検票

ク 消火器設置状況一覧表

ケ 屋内消火栓ホース設置状況一覧表

コ ガス漏れ警報器一覧表

サ 防火シャッター調査一覧表

シ 「8 機器設置場所の確認」に係る各機器の設置場所が明記された使用状況図（紙及びJW-CADデータ）

・消火器 ・消火栓ボックス、消火ポンプ ・感知器 ・非常放送アンプ、スピーカー
・誘導灯 ・防火扉（常閉防火扉を含む）、防火シャッター

なお、使用状況図は、契約締結時に提供する。

(3) 点検結果報告書を学校に提出したときは、学校が受理したことを証するため、「消防点検の実施及び点検結果報告書の提出について」に教職員等の署名又は確認印の押印をしてもらうこと。

(4) 後期機器点検終了後、契約期間内に業務完了届を提出すること。

(5) 報告書の提出期日は次のとおりとする。

ア 前期分（総合点検・前期機器点検）

・消防法によるもの … 令和8年9月30日（水）まで

・建築基準法によるもの … 令和8年9月30日（水）まで

イ 後期分（後期機器点検） … 令和9年2月26日（金）まで

1 1 委託料の支払等

(1) 委託料は2回払いとし、前期分、後期分それぞれの報告書を提出後、発注者による検収が完了してから請求するものとする。

(2) 委託料の請求があったときは、その適正な請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

1 2 車両通行時安全配慮事項

(1) 登下校時や休み時間は学校敷地への車両の出入り及び学校敷地内の走行は、原則として行わないこと。

(2) 学校敷地内の走行に当たっては、ハザードランプを点滅させて最徐行で通行し、渡り廊下を通過する際は一時停止及び前後左右の安全確認を徹底すること。また、同乗者がいる場合は、同乗者は車両から降りて先導を行うこととし、後退する場合についても必ず誘導を行うこと。

(3) 駐車時はエンジンを必ず切り、パーキングブレーキを確実にかけ、フットブレーキを外しても車両が動かないことを確認すること。また、必要に応じて輪留めを使用すること。

(4) 駐車スペースからの発進時は車両周辺の前後左右の安全を十分に確認し、急発進・急加速は行わないこと。

1 3 業務実施における環境配慮について

(1) 受注者は、「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

(2) 発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

1 4 その他

(1) 契約締結後、業務開始前に点検日程予定表と点検者一覧表（点検資格も分かるもの）を提出すること。前期分については、契約締結後速やかに提出すること。点検は原則として平日

に実施することとするが、学校と受注者とで事前に調整がなされた場合は、この限りでない。

また、点検日に変更があった場合は、柔軟に対応すること。

- (2) 作業実施にあたっては、発注者の指示を遵守するとともに、学校側と十分に調整を図り、学校教育に支障のないよう留意すること。
- (3) 防火扉及び防火シャッターの点検にあたっては、教職員等の立会いのもと、児童・生徒が不在の時間に実施すること。また、その他の点検業務の実施にあたっては、児童・生徒の安全確保に努めること。